

那覇市歴史博物館所蔵の 横内家資料と川平家資料に関する覚書

川 島 淳

はじめに

那覇市歴史博物館所蔵の近現代文書には、主に横内家資料と川平家資料がある。横内家資料のなかには、主に明治期沖縄県庁の判任官であった横内扶⁽¹⁾が生成・收受・保管した多数の文書がある。これらの文書は、沖縄県における教育や産業、経済などの一端が判る文書史料などで構成されている。他方、川平家資料には、川平朝申⁽²⁾が戦前に沖縄から台湾に渡り、敗戦によって沖縄に引き揚げた後に、沖縄民政府芸術課長となって文化行政を担当し、その後軍政府統計長として映画上映やラジオ放送の創設などに関わる業務を担当した。こうした経歴をもつ川平が生成・收受した文書史料が収められている。また、川平は絵を描いたことから、多数の美術関係資料も含まれている。こうした横内家資料や川平家資料は現在那覇市歴史博物館で閲覧できる。そこで、本稿では横内家資料と川平家資料⁽³⁾の特質の一端について紹介したいと考える。

ところで、近代史料学や近代文書学に関する研究成果が蓄積されている。中野目徹は『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説』（弘文堂、2000年）において、原議文書の分析を中心として、「文書処理」・「文書施行」・「文書保存」といった「文書行政」⁽⁴⁾に着目して、近代史料学の構築を試みた⁽⁵⁾。他方、小池聖一は『近代日本文書学序説』（現代史料出版、2008年）では、政策過程論に基づいた文書の機能論に着目して、主に閣議配布文書や外務省記録、私文書などを対象として近代文書を類型化し、その体系化を試みるとともに、「政策過程」に参加した人物が文書などを個人文書化していく様相などについても論じ、外務省記録や大学文書などを分析対象とした文書の保存・管理などについても論じている。以上のように、中野目は、原議文書を主な分析の対象として「文書行政」という枠組みを提示しているが、小池は「政策過程」のなかで生成された公文書と私文書とともに分析の対象とすることの意義について論述している。

そこで、本稿では、横内家資料⁽⁶⁾や川平家資料の全体像を概観したうえで、公文書と私文書との関係に関する先行研究や、中野目と小池などの分析の視座を紹介し、横内家資料や川平家資料一点一点の史料的特質を分析する際の視座を提示する。また、横内家資料における「教育関係資料」にある報告文書や上申文書を、機能論や様式論、形態論といった文書学的観点から分析したうえで、横内家資料を中心として一点一点の文書で垣間見られる、政治行政史と社会史との接点について考察したいと考える⁽⁷⁾。なお、アーカイブ

かわしま・じゅん：（那覇市歴史博物館古文書解読員）

ズで提起されている「出所原則」や「原秩序尊重の原則」を理解しており、これに基づく横内家資料や川平家資料の目録編成などについては稿を改めて論じることにして、本稿では、その前提となる史料論という観点から紹介することにする。これにより、本稿の論題に覚書を付した。

第一章 近代文書と「横内家資料」・「川平家資料」

近代文書は、文書が保管・管理されている場所や状態に基づいて、概ね公文書・私文書・企業文書⁽⁸⁾の三つに分類されている。本稿で分析の対象とする横内家資料や川平家資料は私文書であるが、後述のように本来公文書であった文書も含まれている。以下では、先行研究の紹介を兼ねて、公文書と私文書の特性について明確にしたうえで、「文書行政」や「政策過程」といった分析の視座の重要性について確認したいと考える。

まず、公文書と私文書について小池聖一の見解を確認しよう。小池は、作成面と保存面から近代文書を次のように分類する。すなわち「作成」面では、近代文書を「公文書」と「私文書」に分ける一方で、「保存」面からは、近代文書を「公文書」と「個人文書」に分類している。そして、作成面における「公文書とは、公的機関（国、地方公共団体、企業等）の機関において、機関に属する者が職務上作成・取得した文書・図画および電磁的記録とする」とし、作成面における「私文書とは、公的な立場にある者でも個人的な場所において作成した文書・図画および電磁的記録をさす」としている。他方、保存面における「公文書とは、当該行政機関等の公的機関が組織的に用いる文書として当該行政機関等が保有していた文書・図画および電磁的記録とする」と指摘している。保存面における「個人文書とは、個人が私的に保管・保存している文書・図画および電磁的記録とする」と定義づけている⁽⁹⁾。このように、小池は、「作成面からする「公文書」と「私文書」、保存面からする「公文書」と「個人文書」を使い分けて分析している⁽¹⁰⁾という。

こうした作成面と保存面による近代文書の分類は、文書の生成や保管の場所に重点を置いて検討することの必要性が判る。そして、小池の見解は、近現代私文書・個人文書の特質を理解するうえで極めて重要であり、小池の分類を積極的に活用して、横内家資料や川平家資料の構造的な特質を明確にしたいと考える。

第一節 那覇市歴史博物館所蔵の 横内家資料と川平家資料について

本節では、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料の構造的な特質について紹介する。アーカイブズという視点からの詳細な分析については、稿を改めて論述したい。

1. 横内家資料の構造と「沖縄県政関係文書」

那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料⁽¹¹⁾は、1993（平成5）年に、横内扶の孫にあたる横内襄氏が那覇市市民文化部歴史資料室に寄贈した資料群である。幕藩体制下の彦根藩士であった横内家に代々伝わった文書史料や美術工芸資料と、彦根藩横内家や、その子孫であり、明治期に沖縄県庁の官吏であった横内扶と、その子や孫といった個人が、作成・收受・保管した文書史料や美術工芸資料で構成されている⁽¹²⁾。

横内家資料の構造的特質を把握するためには、その伝来という観点から、彦根藩における横内家や横内扶の履歴⁽¹³⁾と、その子供である圓次と夏子などや、夏子の夫中村十作、寄贈者の横内襄氏のことについて触れておく必要がある。

彦根藩横内家の元祖横内源正は、第2代彦根藩主井伊直次（1602年～1615年）に仕え、以後、2代横内了雪（家督は1628年～1685年）、3代横内昌山（家督は1685年～1735年）、4代横内孤登（家督は1735年～1749）、5代横内了山（家督は1749年～1791年）、6代横内高山（家督は1791年～1803年）、7代横内慎郷（家督は1803年～1849年）、8代横内景忠（家督は1849年～1855年）、9代横内扶（家督は1855年に継ぐ）は、彦根藩主井伊家に仕えた。こうした経緯から、横内家資料には、近世文書などが収められている⁽¹⁴⁾。

横内扶は1851（嘉永4）年に彦根藩に生まれ、1855（安政2）年に父を亡くし、家督を相続した。その後、1868（慶応4）年1月に新政府軍の東山道総督にしたがって東征に加わった。1871（明治4）年の廃藩置県に伴って井伊家が東京に移動することになり、横内扶は「家従役」を免じられた。1883（明治16）年に内務省御用掛として准判任官待遇で採用され、衛生局事務取扱として勤務した⁽¹⁵⁾。1885（明治18）年8月21日に、沖縄県七等属に任じられて沖縄県庁の官吏となった⁽¹⁶⁾。大阪電灯会社所属時を除くと、これ以後、1913（大正2）年7月17日に依願退職⁽¹⁷⁾するまでの約27年間、沖縄県庁や島尻役所で勤務した。この時期における沖縄県令や沖縄県知事は、県令の西村捨三（第4代、在任期間1883年12月～1886年4月）や大迫貞清（第5代、在任期間1886年4月～1886年7月）であり、制度改革により県令から県知事となり、初代県知事の大迫（在任期間1886年7月～1887年4月）から、福原実（第2代、在任期間1887年4月～1888年9月）、丸岡莞爾（第3代、在任期間1888年9月～1892年7月）、奈良原繁（第4代、1892年7月～1908年4月）、日比重明（1908年4月～1913年6月）であった。以上の県令・県知事の下で、横内扶は、主に学事関係事務や県知事の秘書業務、文書管理業務を担当した。そして、日比重明が退職して1ヶ月後に、横内扶も沖縄県庁を退職したのである。

他方、滋賀県彦根の実家には、横内扶が沖縄に移動した後も、横内扶の母松月院や妻のコウ、扶とコウの間に生まれた横内太郎が居住していた。おそらく、近世横内家文書は、沖縄に持ち込まれることはなく、彦根の実家で保管されていたのだろう。1913（大正2）年に横内扶が沖縄県庁の官吏を辞職して、滋賀県彦根の実家に戻った。推測の域を脱しきれないが、このときに、沖縄県政に関する文書もまた持ち帰ったのであろう。この沖縄県

政に関する文書は、文書管理規程に基づいて、県庁内の廃棄対象文書や、保管の必要がない文書であったと思われる。こうした行政にとっては、重要度の低い文書であるかもしれないが、後述のように、横内家資料のなかの「沖縄県政関係文書」には、歴史研究における史料的价值が高い文書も多々ある。また、沖縄県の文書管理規程の分析によって、どのような文書が沖縄県庁で保管され、あるいはいかなる文書が廃棄されたのかという文書管理制度⁽¹⁸⁾との関連で、横内家資料の特質について考察する必要がある⁽¹⁹⁾。

横内扶は、1924（大正13）年に滋賀県彦根で逝去した。その後、横内家は、扶の次女夏子の夫である中村十作の住む家の隣に移転した。1993（平成5）年に、横内扶の孫である東京在住の横内襄氏は那覇市市民文化部歴史資料室に横内家資料を寄贈して現在に至っている。この間、横内家資料がどのような経緯で東京に移動したのかは判然としないが、横内家資料のなかに、中村十作が生成・収受・保管していた文書も含まれていることから、中村十作文書と横内家伝来の史資料、横内扶らが生成・収受・保管していた文書史料や美術工芸資料が「統合」された後に、那覇市歴史資料室に収蔵されて横内家資料となったのである。

以上が横内家資料の伝来である。こうした伝来を踏まえて、本稿では、横内家資料の構造的特質について概観したいと考える。

先述のように、近世彦根藩士横内家や、明治期沖縄県庁職員であった横内扶、その長男である横内太郎、扶の妻で愛国婦人会の会員であった横内芳子、扶の次男横内圓次、扶の娘夏子と、その夫中村十作などの文書で構成されている。なかでも、横内扶が生成・収受・保管した文書は、沖縄県政に関する文書だけでなく、書簡や日記⁽²⁰⁾、私生活を通じて生成・収受・保管された私文書、大阪電灯会社の企業文書などで構成されている。

また、横内扶は、沖縄県から1889（明治22）年3月28日に「非職」が命じられ⁽²¹⁾、1890（明治23）年10月10日に「復職」が命じられる⁽²²⁾までの、約1年半の間、大阪電灯会社に勤めたようである。大阪電灯会社に入社した際の辞令書が残存していないことから、いつ入社したのかは判らないが、翌1890（明治23）年1月27日に大阪電灯会社から「中之島発電局建築主任」⁽²³⁾となり、同年2月には「商務掛」⁽²⁴⁾に就いた。この時期の、大阪電灯会社の文書、つまり企業文書が横内家資料のなかにも収録されている⁽²⁵⁾。

横内扶は、奈良原繁県知事時代に知事官房秘書課の職員であった。これにより、奈良原繁の文書も収められているのだろう。奈良原繁は、1834（天保5）年5月23日に生まれ、1878（明治11）年3月23日に、内務省御用掛となり、勸農事務を担当することとなった。1892（明治25）年7月20日に沖縄県知事に就任した。以後、1908（明治41）年4月6日に沖縄県知事を辞職するまでの間、奈良原県政は、沖縄が「ヤマト」化されていく過程と軌を一にしている。奈良原が辞職した1908（明治41）年の4月1日に沖縄県及島嶼町村制が施行されて、基本的に日本本土と同様の制度が沖縄にも適用された。その6日後に、奈良原繁が沖縄県知事を辞職したのは極めて象徴的であろう。

こうした奈良原県政下の沖縄県の知事官房で、横内扶は、1893（明治26）年8月18日⁽²⁶⁾

から、1895（明治28）年5月18日⁽²⁷⁾まで、勤務した⁽²⁸⁾。1896（明治29）年11月19日に再び沖縄県属に任じられ⁽²⁹⁾、沖縄県内務部第三課勤務が命じられた⁽³⁰⁾。翌1897（明治30）年5月13日に知事官房兼内務部第三課勤務を命じられ⁽³¹⁾、内務部第三課員を兼務しつつ、知事官房で主任として勤務した。以後、日比重明が沖縄県知事を退職するまで、横内扶は主に知事官房などで勤務した。

横内家資料のなかにある「奈良原繁文書」には幕末の日記などが含まれている。これらの文書を生成・収受したのは奈良原繁であるが、奈良原県知事時代に知事官房で主任秘書を務めた横内扶は、「奈良原繁文書」をも保管・管理していたように思われる。あるいは、奈良原繁の事蹟を顕彰した『南島夜話』（1916〔大正5〕年刊行）を編纂する際に横内扶が著者の秦蔵吉と奈良原繁の仲介役を務めた可能性も考えられる。『南島夜話』の編纂期間と、奈良原繁や横内扶の履歴と照合する必要があるが、『南島夜話』の編纂時期はよく判らない。いずれにせよ、「奈良原繁文書」が横内家資料にあるのは事実であって、文書の保管面という観点から、「横内扶関係文書」の一部として捉えられる。さらにいえば、文書そのものが伝来した経緯と文書そのものを見ると、この「奈良原繁文書」には、沖縄県政とは無関係の文書もあるが、かかる文書を横内扶が収受・保管したのは沖縄県知事官房勤務時代であるように思われる。この仮説に基づくと、今後の検討課題でもあるが、「奈良原繁文書」は「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」の一部を構成するまとまりとして捉えられるだろう。このように、奈良原繁の私文書が横内扶の個人文書化したことから、奈良原と横内との人間関係もまた、垣間見られるように思われる。

以上のように、横内家文書は、幕藩体制下における彦根藩の横内家において代々伝来してきた近世文書や美術工芸資料、近代における横内家文書、すなわち横内扶を中心として、横内太郎・横内圓次・横内夏子、夏子の夫中村十作など、血縁関係のある人物が生成・収受・保管した文書で構成されている。また「奈良原繁文書」も含まれているが、「奈良原繁文書」は横内家と血縁関係はなく、先述のように、横内扶が沖縄県知事官房秘書課の職員であった時期に「奈良原繁文書」が混在したと考えられる。

このように複雑な構造的特質をもつ横内家資料であるが、この文書群について、作成面と保管面という二つの観点から検討しよう。まず、文書の作成面に重点を置くと、横内家資料は、彦根藩主井伊家に仕えた横内家代々の近世文書、「横内扶文書」、「横内太郎文書」、「横内夏子文書」、「中村十作文書」、「奈良原繁文書」などで構成されている。他方、保管面という観点から、横内家代々の近世文書は、横内扶の母松月院などから、沖縄より彦根に帰った横内扶、その子供の圓次、孫の襄に受け継がれて保管されてきた。そして、近世以来代々横内家で受け継がれてきた資料に、近代以後に個々人で保管・管理した資料が「統合」されて保管されるようになり、また横内家や横内扶などの移動などによって、横内家資料の原秩序が崩れたといえる。このようにして、横内家文書という一つの資料群になったのである。したがって、横内家資料群を単に「横内扶関係資料」として捉えるだけでは、横内家資料の複雑な構造的特質を適確に表現したものとはいえないだろう。そこで、今後

の検討課題でもあるが、「横内家資料」の構造的特質は、近世彦根藩士の「横内家資料」、「横内扶関係文書」、「横内太郎文書」、「横内夏子文書」、「中村十作文書」などが含まれているということになる。したがって、個々人の活動が最終的に「家」という血縁関係のなかに集約されていることも、「横内家資料」の存在自体が物語っている。ここに近代日本の「家」組織の特質の一端も垣間見られるであろう。

2. 川平家資料の構造について

川平家の元祖は、尚清王の第七子である伊江御殿の始祖伊江王子朝義（1538年～1586年）が1世である。4世の伊江按司朝久（1635～1710年）の4男伊江親方朝叙（のちに朝郷）が伊江殿内の始祖となり、7世の伊江親方朝睦を経て、8世朝安の4男川平親雲上朝救につながる。朝救（9世）は川平朝申の曾祖父にあたり、朝救の子が川平親雲上朝彬（10世）である。川平親雲上朝彬の時に、琉球王国が解体されて沖縄県が設置された。朝彬の長男が朝平であり、その子供には朝申・朝甫・朝宜・朝清などがいる⁽³²⁾。

かかる川平家で伝来してきた資料群は、2000年8月30日に、川平朝申の令息川平朝哉氏から那覇市歴史博物館に寄贈された。この資料群は、川平朝申が生前に生成・収受・保管してきた文書や、川平親雲上朝彬が生成した文書、川平朝申が描いた絵画などを含む美術資料、川平朝甫が生成した文書などで構成されている。他方、川平朝申は、生前沖縄県立図書館などに、自身の保管していた資料などを寄贈していることから、川平家伝来の資料のすべてが那覇市歴史博物館に寄贈されたわけではない。したがって、川平家に伝来した資料は、複数の機関で収蔵されており、川平家資料の総体を把握するためには、川平家資料の収蔵機関を調査する必要があるといえる。こうした所在調査は、今後の課題である。

那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料における文書史料について、生成面と保管面という観点から、大まかな全体像について確認しておきたいと考える。

那覇市歴史博物館所蔵の「川平家資料」は、繰り返しになるが、主に川平朝申が生成した文書史料や美術資料などを中心として構成されている。川平朝申以外にも、祖父の川平親雲上朝彬が作成した文書や、弟の川平朝甫の文書などが含まれている。このように、生成面に基づくと、川平家資料は、「川平朝申資料」を中心としつつも、少数とはいえ「川平親雲上朝彬文書」や「川平朝甫文書」などで構成されている。他方、保管という観点から、川平家資料の全体像をみると、川平朝申は、自分自身が作成・収受した文書や美術資料だけでなく、川平親雲上朝彬や川平朝甫などが作成した文書に重要性を見出して、それらの文書を保管してきた。かかる保管のありように着目すると、那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料の全体像は、「川平朝申関係資料」⁽³³⁾として捉えることができる。換言すれば、「川平家資料」＝「川平朝申関係資料」のなかに、「川平親雲上朝彬文書」や「川平朝甫文書」などが含まれることになる。このように、川平家資料の全体像について、生成面と保管面のいずれに重点を置いて把握するかによって、異なってくるであろう。これについては、今後の個人的な研究課題にしたいと考えている。

以上において、横内家資料と川平家資料の構造的特質について概観してきた。横内家資料は、基本的には横内扶が沖縄県庁職員だった時代に作成・収受してきた文書で構成されているが、その子供の横内太郎や横内圓次などの文書、また横内扶の次女夏の夫中村十作の文書なども含まれている。さらに、横内扶は、奈良原繁沖縄県知事時代の知事官房秘書課で勤務していたことから、奈良原繁文書も含まれており、これは「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」の一部を構成するまとまりとして位置づけることもできるように思われる。このように、横内家資料は複雑な構造的特質をもつ資料群であることが判る。他方、川平家資料は、川平朝申自身が作成・制作した文書や美術資料、祖父川平親雲上朝彬や、川平朝甫などが作成した文書に対して、川平朝申が、何らかの価値基準によって、その文書に重要性を見出して保管してきた資料で構成されている。かかる保管という観点から、那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料の全体像は、「川平朝申関係資料」として捉えることができる。こうした私文書・個人文書の構造的特質は、生成者や保管者の人生を反映したものだと言えよう。

第二節 公文書と私文書との関係について

前節において、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料や川平家資料について紹介してきた。横内家資料においては、1885（明治18）年8月21日から1913（大正2）年7月17日まで沖縄県庁や島尻役所などで横内扶が勤務していた時期に、作成・収受した公文書の一部が包含されている。本稿では、これを仮に「沖縄県政関係文書」として捉えておくことにする⁽³⁴⁾。また川平家資料では、1947年から1953年にかけて川平朝申が沖縄民政府文化部芸術課長や軍政府統計長を務めたことから、この時期に作成・収受した公文書の一部が含まれている。このように、私文書・個人文書のなかに公文書の存在が確認できる。こうした事例は横内家資料や川平家資料に限ったことではなく、さまざまな私文書・個人文書といった資料群のなかに、公文書が包含されているのである。そこで、近代文書学やアーカイブズの分野では、私文書・個人文書の構造的特質を解明するために、公文書と私文書・個人文書との関係に着目する研究成果が蓄積されている。

本節では、横内家資料や川平家資料そのものについて分析する際の視座となる、公文書と私文書・個人文書との関係や、公文書が個人文書化する経緯や要因に関する先行研究を確認しよう。

小池聖一は、政策過程研究における私文書・個人文書の意義について、次のように論述している。「公文書のみでは、政策過程の基礎的な部分を理解できるものの、立案担当者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思は完全に理解できない。なぜならば、そこには、政策に関する者のパーソナリティ・個性からくる特徴が読みこめるとは限らないからである。また非公式機関や非公式の「場」における意思決定は、公官庁等の公文書には記載されないのみならず、その埒外にある。このため、政策過

程のなかで近代文書学を理解するためにも、私文書の存在は重要である」⁽³⁵⁾と論じる。そのうえで、小池は、私文書・個人文書を「形態にともなう情報の質・内容」に基づいて、以下の三つに類型化している。すなわち、「①日記・メモ（覚書）」と「②書簡」、「③配布文書」である。この「配布文書」について、小池は「政策参加者が持ち帰った「公文書」であり、「政策参加者の履歴と仕事に沿って派生し、また、それが当事者にとって意義を有するがゆえに私蔵され個人文書化したものであり、保存に至った経緯も含めて資料のもつ意義が明かとなるだろう。このような公文書の「個人文書」化については、その派生のあり方によっては、公文書を補完するものである。しかし、往々にして、当事者自身による注書等があるため、私文書としての意義ももつものである」⁽³⁶⁾と指摘している。そして、「配布文書」の分類と意義は、「公文書」における①「陳情・請願、来信・来电」と②「原議」、③「案」、④「写」、⑤「往電・往信、移牒・命令等伝達文書」といった類型と対応していると、小池は論じている⁽³⁷⁾。

このように、私文書・個人文書に公文書の存在が確認できるが、本来政策過程のなかで派生した公文書である「配布文書」が個人文書化して、私蔵されたというのである。また、小池は、松本忠雄⁽³⁸⁾と重光葵⁽³⁹⁾の個人文書を事例として、公文書が個人文書化した要因について、「外交史研究や、回顧録執筆といった個人的な理由や、自らがおこなった外交政策の合理性を主張するために、日記・手記が作成され、さらに、筆写等をおこなうことによって、外務省文書の個人文書化が促進される面もあった」⁽⁴⁰⁾とも論述している。このように、「配布文書」や公文書の写が個人文書化した結果、私文書のなかに公文書が包含されるようになった。こうした小池の見解は、横内家資料や川平家資料のなかに公文書が含まれており、それが個人文書化する経緯を理解するうえでも重要な指摘である。

公文書が私文書として保管される経緯について、加藤聖文は次のように論述している。「日本の近現代文書の特徴は、公私の境界があいまいなところである。すなわちある官僚がある役職に就いていた時期に生成した文書は、本来は公的な性格を持つものであるにもかかわらず、決裁文書などを除けばほとんど個人の手許に残され、本人がその役職を離れる際に後任者に引き継がれるのではなく、私物として本人と共に移動することになる。このようにして本来は公文書であるべきものが私文書として保管され、本人の死後私文書として発見されるケースが極めて多いのである。そして、こうした私文書は、本来の純粋な私文書である日記や書簡と本来は公文書であったものとで構成され、このなかに歴史研究者が重要と見なしている文書が多く含まれている」⁽⁴¹⁾と指摘している。このように、原議文書以外の「公文書」は、後任に引き継がれずに、本人とともに移動し、そして日記や書簡とともに私文書として保管されている事例が多いというのである。

さらに、加藤聖文は、私文書のなかの公文書の性格について、次のように指摘する⁽⁴²⁾。

「私文書」とされているものの中身は本来の「公文書」で占められていることは、政治家や官僚・職業軍人の私文書において多く散見される。そして、こうした「公文書」は官庁にとっては決裁書などに比べると組織および文書管理上重要度の低いものであ

って、部局内にとどめられるか保存年限が短いものであるために、編綴された簿冊には無いものが多い。しかし、行政行為の背景を含めた実際の政策決定過程を知るためには、編綴された公文書よりも重要な内容を含んでいることが多いのである。日本においてはこのように私文書には大量の公文書が混在しているといった特徴をよく理解しておく必要があり、こうした前提に立てば公文書と私文書は単純には切り離して捉えるものではなく、相互に関連し合う性格を持っていることを認識すべきであろう。

すなわち、私文書に含まれる公文書は、「官庁にとっては決裁書に比べると、組織および文書管理上重要度の低い」ものであるものの、「行政行為の背景を含めた実際の政策決定過程を知るためには、編綴された公文書よりも重要な内容を含んでいることが多い」として、公文書と私文書の相互関連性について論述している。この加藤の指摘は、後述のように、横内家資料や川平家資料に含まれている公文書が横内扶や川平朝申の個人文書化する経緯を理解するうえでも、頗る重要な指摘であるといえよう。

以上において、主に政治家・官僚・外交官・軍人などの私文書・個人文書のなかに、本来的な公文書が含まれることになった経緯に関する、小池聖一や加藤聖文の見解を紹介してきた。この指摘は、繰り返しになるが、横内家資料における沖縄県政関係文書や、川平家資料における沖縄民政府文化部芸術課関係文書などが、どのような経緯で個人文書化したのかということを理解するうえでも、重要な視座となろう。

次に地域社会を拠点として活動を展開した「地方名望家」の私文書の性格について、丑木幸男の見解を確認しよう⁽⁴³⁾。

丑木は、主に星野家文書を事例として、①私文書の構造、②私文書と公文書との関係、③私文書の保存について検討している。なかでも、星野家文書を中心としているが、その構造について次のように指摘している。「星野家文書は群馬県勢多郡黒保根村大字水沼の星野家所蔵の近世から近代までの1万点を超える文書群である。次のとおり公職関係史料、家政関係史料、企業関係史料の三つのサブフォンドを持つ内部構造を持つ」⁽⁴⁴⁾と指摘している。つまり、星野家文書の内部構造は、星野家文書—公職関係史料・家政関係史料・企業関係史料というフォンド—サブフォンドといった階層的秩序で構成されているという。こうした星野家文書の内部構造は、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料や川平家資料の内部構造にも類似している。そのため、横内家資料や川平家資料についてアーカイブズの視座で分析する際に参照すべき指摘でもある。

そして、丑木は公文書と私文書の関係について、「内務省文書保存規則」や府県での文書保存年限について分析したうえで、次のように論じている。すなわち、「公文書は政策決定・施行文書が重視され保存されることが多いが、実際の意思決定過程を示す史料は公文書には残らない、というより記録化されていないことの方が多い。意思決定に関わった人物の私文書に含まれる日記・メモ・書簡、後世の談話・口述資料等に記録化されている場合があり、私文書と公文書との有機的関連を示唆している」⁽⁴⁵⁾と論じている。このように、丑木もまた、公文書と私文書との関連性を重視し、政策過程研究における私文書の

重要性について指摘している。

そのうえで、丑木は、群馬県渋川町の狩野定次郎の私文書や星野家文書⁽⁴⁶⁾を事例として、公文書と私文書との関係について論述している。

丑木は、群馬県渋川町の狩野定次郎の私文書を対象として、「組織外での発案が実質的な意思決定になり、組織内の稟議により追認、正統化された」農業学校移転運動を事例として、「公文書を補完する私文書」の性格について、次のように論じている⁽⁴⁷⁾。

公文書が伝える情報と私文書が伝える情報は異質であり、公文書に組織内での稟議と政策決定の過程の記録が残り、私文書に稟議以前および組織外の情報も保存された。そのほか担当者の調査資料やメモ等が作成され公文書に含まれるが、選別されて廃棄されるか、担当者の私文書として保存された。近代史研究は公文書とそれを補完する私文書の発掘、分析に多くの労力を費やしてきたのである。

この事例では、「稟議以前および組織外の情報」、つまり「実質的な意思決定であった、組織外での発案」に関する情報が私文書に残され、また組織においては、それを「追認、正統化」した「稟議と政策決定の過程」が公文書に記録として残されたと指摘し、また、それ以外の文書は、廃棄されるか、そのまま担当者の私文書として保管されることになるという。つまり、公文書を補完することになる私文書の重要性について論じている。

最後に公文書と私文書との関係について丑木幸男は、狩野定次郎の私文書や星野家文書を事例とした私文書の特質について、次のようにまとめている⁽⁴⁸⁾。

公文書の描く世界は行政機構内部の政策策定過程が中心であり、決定した結果は通知されるが稟議過程の情報は民間には伝わらない。しかし、発議以前の情報は公文書には含まれず、また否定された政策に関する記録は評価選別されて廃棄されるか、私文書に保存された。

したがって、公文書だけで近代現代社会の全貌を明らかにするのは困難である。公文書が明らかにする行政機関の果たす役割が大きくなっているが、民間活動についての情報は私文書に豊富にあり、行政が必要とするその一部の情報が公文書に含まれるのである。(中略—引用者註)近代現代史料の基幹を公文書に限定しかねない評価は、私文書の描く豊かな民間における活動を捨象し、わが国の近代社会像を矮小化する危険性を潜ませているように思う。近代現代の公文書と私文書とを有機的に把握することにより、近代現代社会は理解できるのである。そのためにも社会的集合記憶として公私にわたって蓄積されたアーカイブズを、保存し後世に伝えることが必要なのである。

すなわち、政策過程の結果は民間に知らされることはあっても、結果に至る意思決定の過程は民間に伝わらない。私文書には、「政策過程」以前の情報や組織外の情報も保存され、また民間活動に関する情報も私文書には数多くあるが、公文書に含まれているのは「行政が必要とする一部の情報」にすぎないと指摘したうえで、「近代現代の公文書と私文書とを有機的に把握することにより、近代現代社会は理解できる」と丑木は論じている。また、